国会事項

衆議院

質問書提出

九月七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

沖縄戦などの被災実態等に関する質問主意書（照屋寛徳提出）

無投票選挙における選挙公報の取り扱いに関する質問主意書（本村賢太郎提出）

辞令

（庶務部長）衆議院参事　鹿村謙太郎

国際部長事務代理を免ずる

秘書課長事務取扱を免ずる（九月七日）

参議院

議案付託

九月七日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

公認心理師法案（衆第三八号）　文教科学委員会に付託

琵琶湖の保全及び再生に関する法律案（衆第三五号）　環境委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五五号）　内閣委員会に付託

投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第八号）　投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第九号）

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一〇号）

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一一号）

社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一二号）　外交防衛委員会に付託

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案（閣法第三二号）　農林水産委員会に付託

議案送付（予備審査）

九月七日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案（小野次郎発議）

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案（小野次郎発議）

領域等の警備に関する法律案（大野元裕外七名発議）

質問主意書提出

九月七日議員から次の質問主意書が提出された。

駐留軍労働者の高齢者雇用確保に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第二七二号）

相模総合補給廠の爆発火災と日米地位協定に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第二七三号）

米軍等の部隊の武器等防護に関する第三回質問主意書（藤末健三提出）（第二七四号）

安全保障関連法案の審議における「受動的」及び「限定的」の定義に関する質問主意書（藤末健三提出）（第二七五号）

存立危機事態と集団安全保障との関係に関する質問主意書（藤末健三提出）（第二七六号）

安全保障関連法案と日本国憲法の国民主権の基本原理に関する質問主意書（藤末健三提出）（第二七七号）

安全保障関連法案と日本国憲法の恒久平和主義の基本原理に関する質問主意書（藤末健三提出）（第二七八号）

安全保障関連法案と公務員の憲法尊重擁護義務及び立憲主義に関する質問主意書（藤末健三提出）（第二七九号）

質問主意書転送

九月七日次の質問主意書を内閣に転送した。

明白かつ重大な違法がある上官の命令と自衛隊員の服従義務に関する質問主意書（藤末健三提出）（第二六九号）

積極的平和主義の定義と英訳に関する質問主意書（藤末健三提出）（第二七〇号）

人事異動

内閣

○財務大臣臨時代理

国務大臣

山本　早苗（高市　早苗）

財務大臣麻生太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同

山本　早苗（高市　早苗）

内閣府特命担当大臣麻生太郎海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を命ずる（以上九月三日）

（大阪家庭裁判所判事・大阪簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事

播磨　俊和

兼官を免ずる（九月四日）

皇室事項

行啓

皇后陛下は、九月七日午前九時三十六分御出門、～九十回記念 国展キャンペーン～島田鮎子展を御覧のため、日本橋三越本店（中央区）へ行啓、同十時十八分還啓になった。

御祝電

天皇陛下は、九月八日マケドニア旧ユーゴスラビア共和国の独立記念日につき、同月七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

御答信

天皇陛下から五月二十五日ジョージア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、六月二十四日御答信があった。

天皇陛下から七月三日マラウイ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、八月二十七日御答信があった。

天皇陛下から七月十日モンテネグロ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、八月二十七日御答信があった。

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十七年九月九日

外務大臣　岸田　文雄

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十七年十月十三日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、外務大臣に対し異議申立てができます。異議申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内にしなければなりません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六か月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

一、氏　名　伊藤　隼也

生年月日　平成六年四月十三日生

旅券申請上の住所　北海道札幌市

二、返納すべき旅券

旅券番号　MT一八三一五七七

発行年月日　平成二十五年九月二十七日

旅券名義人　伊藤　隼也

三、返納すべき理由

当該旅券名義人は、平成二十六年六月二十四日、上田簡易裁判所から、詐欺未遂事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十七年八月十九日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、旅券法第十三条第一項第二号に該当する者であることが判明したものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

沖縄労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、沖縄県最低賃金（昭和55年沖縄労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成27年９月９日

沖縄労働局長　待鳥　浩一

第４号中「１時間677円」を「１時間693円」に改める。